

北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について

令和7年4月11日財関第401号

平成18年10月の北朝鮮による核実験実施を受けた我が国の対応として、同年10月14日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されている。

また、平成28年1月6日の北朝鮮による核実験の実施及び同年2月7日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第2270号（平成28年3月3日採択）に基づき、同年3月11日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されている。

更に、平成28年9月9日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年12月9日付の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止すること等が決定され、同日より実施されている。

これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年4月6日の閣議において、引き続き2年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。税関においては、経済産業省易経済安全保障局長からの通知（別添1）及び国際局長からの通知（別添2及び別添3）を踏まえ、関係官庁と緊密に連携し、引き続き、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について」（令和5年4月10日財関第346号）は、廃止する。

記

1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止

北朝鮮籍の全ての船舶の入港禁止措置の潜脱がなされないよう、税関においては、引き続き、入港する全ての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。

2. 北朝鮮からの輸入禁止

北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止措置が実施されているところである。人道目的等に該当するものを除き、当該輸入は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省等の関係官庁と緊密に連携し、当該輸入禁止措置

の実効性を確保すること。

更に、第三国を経由した北朝鮮産品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。

3. 貴金属又は支払手段等の輸入許可事務における留意事項

税関における貴金属の輸入（携帯又は別送して輸入する場合を除く。）又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸入許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日財国第3363号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成21年7月7日財国第2466号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

また、貴金属又は支払手段等の輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第19条第1項及び第2項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を原産地又は船積地域とする貴金属又は支払手段等の輸入申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

4. 我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止とする措置における留意事項

「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者」等として我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止する措置が実施されていることから、輸入貨物又は国際郵便物に係る税関の検査において、当該輸入貨物又は当該国際郵便物の中から現金等の支払手段等を発見した場合は、支払の受領の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。

5. 厳格な法執行

北朝鮮からの輸入禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を経由した北朝鮮からの迂回輸入の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。

また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。

【別添1】

令和5年4月11日 20250408貿局第1号

財務省関税局長 殿

経済産業省易経済安全保障局長

北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続について

上記の件について、別紙のとおり施行されることになるため、税関においても本改正等の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしく願いいたします。

(別紙)

政令第七十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に、「第四条第二項第二号ハ」を「第四条第三項第二号ハ」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定(「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に改める部分を除く。)は、外国為替令等の一部を改正する政令(令和七年政令第七十五号)の施行の日から施行する。

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 令和九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、<u>第四条第三項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第四項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 令和七年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、<u>第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。</u></p>

○経済産業省告示第六十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三十三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 この告示による改正後の第二号の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。	附則 この告示による改正後の第二号の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。</p>

○経済産業省告示第六十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の北朝鮮の項の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。</p>	<p>附則</p> <p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の北朝鮮の項の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。</p>

○経済産業省告示第六十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。</p>

【別添 2】

財国第 702 号
平成 28 年 2 月 25 日

関税局長 佐川宣寿 殿

国際局長 門間大吉

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について

標記について、平成 28 年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外由貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払は、人道目的かつ 10 万円以下等の場合を除き、原則禁止とすることが決定されました。

これを受けて、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成 10 年 8 月大蔵省告示第 97 号）を改正し、平成 28 年 2 月 26 日より施行することとしました。

上記措置に関し、今般、総務省に対して別添事務連絡を送付しましたのでお知らせします。

つきましては、税関においても、国際局と連携のうえ、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

【資料】

- 総務省に対する事務連絡

【別添】

平成 28 年 2 月 25 日

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課国際企画室長 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について

標記について、平成 28 年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払は、人道目的かつ 10 万円以下等の場合を除き、原則禁止とすることが決定されました。

これを受けて、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 97 号）を改正し、平成 28 年 2 月 26 日より施行することとしました。

つきましては、貴省が監督する日本郵便株式会社において、別添のリーフレットを活用しつつ、上記の閣議了解及び改正告示の趣旨を踏まえた適切な対応が行われますようお願いいたします。

【別添 3】

財国第888号
平成28年3月11日

関税局長 佐川宜寿 殿

国際局長 門間大吉

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る貴金属及び支払手段等の輸出入規制について

1. 北朝鮮を仕向地とする貴金属の輸出については、「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第19条第2項に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第19条第2項に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件」（平成18年財務省告示第443号）により、財務大臣の許可を受ける義務を課しているところである。

また、居住者又は非居住者による支払手段又は証券の輸出又は輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動（以下「北朝鮮の核関連計画等」という。）に寄与する目的で行われるものに関しては、「外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件」（平成21年財務省告示第225号）により、財務大臣の許可を受ける義務を課しているところである。

2. 平成28年3月3日、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）において、北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止を求める安保理決議第2270号が採択され、同決議においては、北朝鮮からの金の調達を禁止を求めるとともに、規制対象とされる北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われる資金の移転に金が含まれることが明記された。

これを受けて、「外国為替及び外国貿易法第19条第2項に基づく財務大臣の許可を受けなければいけない貴金属の輸出を指定する件」の一部を改正し、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貴金属の輸入を財務大臣の許可制とする等の所要の措置を講じることとし、平成28年3月11日より実施することとした。

3. 税関においては、安保理決議及び外為法の規制の趣旨を踏まえ、国際局と連携の上、以下のとおり対応願いたい。

(1) 貴金属又は支払手段等の輸出入に係る措置

イ 北朝鮮を仕向地又は原産地若しくは船積地域（以下「仕向地等」という。）とする貴金属（外為法第6条第10号に規定する貴金属をいう。）又は支払手段（同条第7

号に規定する支払手段をいう。)若しくは証券(同条第11号に規定する証券をいう。)
(以下「支払手段等」という。)の輸出入に関して、「外国為替令」(昭和55年政
令第260号)第8条第1項又は第2項に基づく財務大臣の許可の申請があった場合には、
「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」(平成18年11月14日財国
第3363号)及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」(平成21年7
月7日財国第2466号)に基づき、適切に処理すること。

ロ 北朝鮮を仕向地等とする検出入及び第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入がな
されることのないよう、中国等の周辺国を仕向地等とする貴金属若しくは支払手段
等の輸出入申告があった場合又は税関の検査において貴金属若しくは支払手段等を
発見した場合は、過去の輸出入実績等を勘案しつつ、輸出入者に対して、当該輸出
入が北朝鮮の横核関連計画等に寄与する目的で行われるものであるか否かを厳正に
確認すること。

ハ 旅客から貴金属若しくは支払手段等に係る携帯輸出入届出が提出された場合又は
税関の旅客への携帯品検査において貴金属若しくは支払手段等を発見した場合は、
当該旅客の渡航先・渡航目的等を勘案しつつ、旅客に対して、当該輸出入が北朝鮮
の核関連計画等に寄与する目的で行われるものであるか否かを厳正に確認すること。

(2) その他

本通達に従って対応することが困難な事案が発生した場合には、個別に国際局と協
議及び調整すること。